

長野県建築工事における週休 2 日工事実施要領

1. 目的

本実施要領は、営繕工事及び県営住宅工事（以下「建築工事」という。）における週休 2 日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休 2 日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

（1）週休 2 日

- ① 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日とし、2 日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

3. 週休 2 日の達成基準

（1）完全週休 2 日（土日）

完全週休 2 日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているものとみなす。

（2）月単位の週休 2 日

月単位の週休 2 日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数

の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

（3）通期の週休 2 日

通期の週休 2 日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休 2 日（土日）の場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 対象工事

本実施要領は、長野県建設部が入札公告等を行う建築工事に適用する。ただし、応急仮設住宅の建設等の緊急を要する工事や地域の実情等により現場閉所（現場休息）が困難な工事は対象外とすることも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

5. 発注方式

発注者指定方式とし、完全週休 2 日（土日）を原則とする。ただし、地域の実情等によりあらかじめ完全週休 2 日（土日）とすることができない場合には、発注方式を月単位の週休 2 日とすることができます。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

6. 積算方法等

（1）補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

① 完全週休 2 日（土日）適用工事 労務費 1. 0 2

現場管理費 1. 0 1

②月単位の週休 2 日適用工事 労務費 1. 0 2

（2）積算及び変更方法

「完全週休 2 日（土日）」の達成を前提に、（1）①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。ただし、地域の実情等によりあらかじめ完全週休 2 日（土日）とすることができない場合には、「月単位の週休 2 日」の達成を前提に、（1）②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休 2 日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を（1）②に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、建設工事請負契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

7. 対象工事である旨等の明示

- (1) 対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（電磁的記録を含む。）への記載により行うものとする。
- ① 一般競争入札、受注希望型競争入札の場合：
入札公告及び現場説明事項・施工条件明示事項、工事費内訳書（鑑）
 - ② ①以外の指名競争入札の場合：
指名通知書及び現場説明事項・施工条件明示事項、工事費内訳書（鑑）
 - ③ 隨意契約の場合：
現場説明事項・施工条件明示事項及び工事内訳書（鑑）
- (2) (1) の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

8. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

- ① 工事着手前
 - ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
 - ・「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
 - ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員に提出する。
- ② 工事着手後
 - ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
 - ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ③ その他留意事項
 - ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
 - ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないよう配慮する。
 - ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
 - ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
 - ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に、別紙を参考に週休2日を実施する工事である旨を仮
囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基
本的考え方（中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）」等に基
づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後
工程の適正な施工期間や設備の総合試験運転調整等に必要な期間を確保するなど適
正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

- ① 発注者は、受注者が週休2日を達成したことを認めた場合、工事成績評定通知
書又は履行実績証明書（様式1）により週休2日の達成を証明するものとする。
- ② 明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内
容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和6年9月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

1. 工事費の積算方法

週休 2 日工事にいて、現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費を補正した複合単価、市場単価及び単位施工単価等を使用し、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 単価の補正方法等

（1）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に「長野県建築工事における週休 2 日工事実施要領」（以下「要領」という。）6(1)の補正係数を乗じたものを使用する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（2）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、要領の補正係数に基づき算出した表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いて、以下の式により算定する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁 営繕部）第4編第1章8(2)ロの表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の改修補正率によらず、本運用の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を用いること。

物価資料の掲載単価（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いて、以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

（3）単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\text{週休 2 日補正後の工事場所の材料単価、要領の補正係} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{シフト単価} = \text{数を乗じた労務単価を用い算定した} \times \frac{\text{ベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

週休2日補正後の シフト単価	工事場所の材料単価、要領の補正係 数を乗じた労務単価を用い算定した	× ベース単価	物価資料掲載の同一規格・仕様、 地区を包括する代表都市のシフト単価
			物価資料掲載の同一規格・仕様、 地区を包括する代表都市のベース単価

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	完全週休2日及び月単位の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日及び月単位の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	ブルボックス	1.01	1.13
	ブルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日及び月単位の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

(要領 7 (2) 関係)

(別記) 現場説明事項・施工条件明示事項における記載例

【完全週休2日（土日）工事として発注する場合】

1. 本工事は、発注者が週休2日に取組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、週ごとに2日以上の現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、(1)が達成できない場合でも取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ①対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合において、(1)で指定した曜日を現場閉所日とした場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を「土曜日（又は日曜日）及び(1)で指定した曜日」((1)で指定した曜日が2日とも土曜日及び日曜日以外の場合は、「(1)で指定した曜日」)とする。
 - ②対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。
- (3)「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
5. 2(1)を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工価格）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費相当率）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2(1)の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)及び2(2)が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。

【完全週休2日（土日）工事（分離発注工事）として発注する場合】

1. 本工事は、発注者が週休2日に取組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日とし、週ごとに2日以上の現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場休息日に指定するものとする。
①対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合において、(1)で指定した曜日を現場休息日とした場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を「土曜日（又は日曜日）及び(1)で指定した曜日」((1)で指定した曜日が2日とも土曜日及び日曜日以外の場合は、「(1)で指定した曜日」)とする。
②対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。
 - (2) 受注者は、次の取組については、(1)が達成できない場合でも取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ①対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合において、(1)で指定した曜日を現場休息日とした場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を「土曜日（又は日曜日）及び(1)で指定した曜日」((1)で指定した曜日が2日とも土曜日及び日曜日以外の場合は、「(1)で指定した曜日」)とする。
 - ②対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。
 - (3)「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4)「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。
 3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である○○工事、○○工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場休息の日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
 4. 監督員は、受注者が作成する「現場休息の日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
 5. 2（1）を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工価格）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費相当率）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2（1）の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2（1）及び2（2）が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。

【月単位の週休2日工事として発注する場合】

1. 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合において、(1)で指定した曜日を現場閉所日とした場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を「土曜日（又は日曜日）及び(1)で指定した曜日」((1)で指定した曜日が2日とも土曜日及び日曜日以外の場合は、「(1)で指定した曜日」)とする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、(1)が達成できない場合でも取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ① 対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
5. 2(1)を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工価格）の労務費）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、1(1)が未達成の場合は労務費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【月単位の週休2日工事（分離発注工事）として発注する場合】

1. 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合において、(1)で指定した曜日を現場休息日とした場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を「土曜日（又は日曜日）及び(1)で指定した曜日」((1)で指定した曜日が2日とも土曜日及び日曜日以外の場合は、「(1)で指定した曜日」)とする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、(1)が達成できない場合でも取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ① 対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4) 「現場休息」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が休息された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の休息や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の休息についても、現場休息に含めるものとする。
 3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場休息予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場休息日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
 4. 監督員は、受注者が作成する「現場休息日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
 5. 2 (1)を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工価格）の労務費）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、1 (1)が未達成の場合は労務費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

工事現場における週休2日の実施の明示について

(1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し、工事現場に設置することとする。

(2) 明示内容

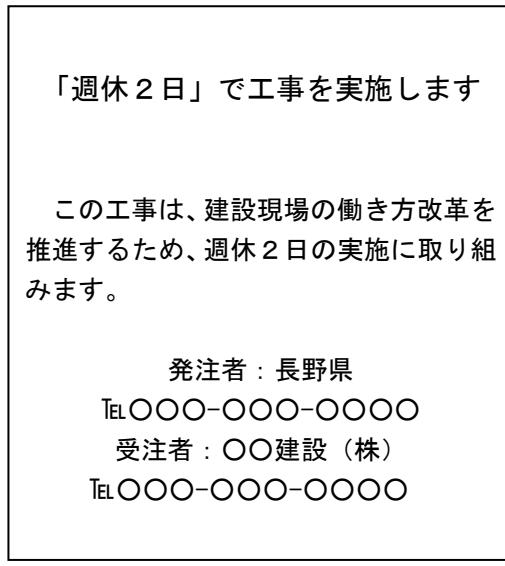
「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

(3) 設置位置

工事関係者や公衆が見やすい場所であり、かつ第三者へ危害を与えない場所とする。

(4) その他

掲示板等の大きさなど、その他必要な事項は監督員との協議によるものとする。



掲示板 参考図

(要領8 (4) 関係: 様式1)

○○○○号外
令和○○年(○○○○年)○月○日

(会社名) 様

発注機関の長

週休2日工事履行実績証明書

下記の工事において、完全(月単位)週休2日を達成したことを証明します。

記

1 工事名 :

2 箇所名 :

3 工期 :

4 主任(監理)技術者氏名 :

5 竣工日 :